



United Nations General Assembly

配布: 一般

2019 年 12 月 27 日

言語: 日本語

国連総会

Agenda item: 食料安全保障

Sponsor: Australia, Belgium, Colombia, Egypt, Ethiopia, France, Italy, Japan, Netherlands, Nigeria, Portugal, Romania, Russian Federation, Saudi Arabia, Somalia, Sweden, Switzerland, Tuvalu, United Arab Emirates, United States of America, Zimbabwe

国連総会は、

Sustainable Development Goals (SDGs) の二つ目のターゲットである” Zero Hunger” を 2030 年までに達成しなければならないことを強調し、

穀物に対しエネルギーの損失量が多い食肉の消費量が急増している現状を懸念し、

食料消費の権利は個人の自由であり、侵害されてはならないことを認識し、

特にアフリカ諸国、発展途上国などで食料供給が安定していない事実を不安に思い、

Food and Agricultural Organization (FAO), World Food Program (WFP), International Fund for Agricultural Development (IFAD), Flexible Multi-Partner Mechanism (FMM) などの食料安全保障に関する機関、支援プロジェクトの取り組みのさらなる発展を期待し、

アフリカ諸国で、先進国の多国籍企業による土地の一方的な売却が発生し、それにより食料不足が起こっている事実を認め、

第一世代バイオ燃料の各国のエネルギー供給の構成に占める割合が増加傾向にあり、食料供給と競合している現状を認め、

今後の水資源保護のためにも、持続可能な農業を行うことが必要であることを強調し、

世界全体で余剰農産物を抱える加盟国が数多く存在していることを認め、

1997 年の時点で栄養失調状態にある 5 歳以下の子供のうち 78% は食料過剰の状態にある発展途上国で発生しているという重大な事実を認識し、近年及び過去の飢餓を見ても食料自体の不足が原因ではないことから効率的かつ公正な食料分配システムの整備が必要不可欠であることを信じ、

アグリメジャーや食料投機による食料価格の高騰を撲滅する必要があることを認識し、

また、世界中の人類のために作られる食品の約 3 分の 1 にあたる食料が食品廃棄により失われていることを懸念し、

食料自給率の向上と食料分配における一極集中の緩和が安定した食料供給と価格につながることを確信し、

1. 飼料用穀物の生産について必要最低限の量に設定するよう要請し、食用穀物の生産量の増加を促進

し；

2. 毎年の飼料用穀物の量をデータ化し、各政府の農業関連機関に提出することを促し；
3. 飼料用穀物について各国に以下のことを要請し；
 - a) GDP を基準としてその国の生産量に対する飼料の転用率を一定の割合抑制することを要請する
 - b) 食料自給率上昇のための各国で生産される穀物の各国の相対的な割合を輸入してはいけないことを要請する
 - c) 各国の穀物の生産力把握を行い、生産が厳しい国々は以上の政策を対象外とすることを要請する
 - d) 以上の政策の調査を FAO の下部組織が行うことを要請する
4. FAO に発展途上国などに対する金銭、技術的支援などの取り組みの促進を要請し；
5. 先進国、IFAD などによる食料安全保障のための支援プログラムのさらなる推進を行うことを強く要請し；
6. 海外進出による他国での第一世代バイオ燃料の生産を行うことを抑制し、食用穀物の生産への転換を行うことを奨励し；
7. Internal Renewable Water Resources (IRWR) の確保のため、以下のことをするよう訴え；
 - a) 先進国、IFAD による世界各国での水の汲み上げ、灌漑施設充実化のための技術、金銭的支援
 - b) 水資源の枯渇を防止するための各国の水資源管理
8. 発生した廃棄予定の食料、余剰生産物を WFP が中心とし発展途上国などに効率的に支援することを強く要請し；
9. 先進国、IFAD などによるアフリカ諸国を中心としたインフラ整備の支援を行うよう促し；
10. 食料自給のための先進国を通じた発展途上国に対する農業技術の提供を行うよう促し；
11. 食糧安全が保障されている国は、その安全度に対しバイオ燃料の供給割合を相対的に変化させることを奨励し；
12. 水資源が少ないまたは汚染されているなどと乏しい、また国内で十分に供給されていない国に対し先進国が以下のような支援をすることを強く促し；
 - a) 先進国が海水淡水化施設に対し金銭、技術的援助を行い、被支援国は施設利益の一部を先進国に還元する
 - b) 海外からの小規模または大規模な灌漑スキームの援助
 - c) 泥やバクテリアなどによって汚染された水を浄化するための薬の提供
 - d) 節水のシステムの普及を行うための技術援助
13. 国内の食糧の生産量を向上させて効率よく農業を行うために以下のような援助を行うことを希望し；
 - a) 生産量を増加させて土地を有効活用するために古い農業機械の寄付、またそれを修理するための技術
 - b) 肥沃な土地にするための土壌改良と水が少ないなどの厳しい状況でも育てることができる作物の品種の改良
 - c) 現地の人々の 9 割以上の雇用と農業に関する技術支援
14. 土地の有効活用が難しく効率的に農業を行えない発展途上国へ以下を施すことを依頼し；
 - a) 一人あたりの得られる土地を保証して小規模農業を育てる

b) ありあまる土地を有効活用するための技術支援

15. 加盟国が FAO, WFP, IFAD に加盟することで国際社会に深刻な栄養や食料の不足の問題を解決し、国民の食糧安全保障を呼びかけ；
16. 加盟国の状況を把握かつ考慮したうえでの第二世代バイオ燃料の生産を奨励し；
17. 要援助国が援助からの脱却をするための段階的な持続可能性のある措置を行うよう要請し；